

28.12.19
沖縄防衛局

北部訓練場の過半の返還に関する実施計画等について

北部訓練場の過半の返還に関する実施計画等について、別添のとおり決定しました。

- 添付資料： 1．駐留軍用地の返還に関する実施計画
2．返還実施計画の案に係る意見に対する回答

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 企画部 地方調整課
基地対策室長 伊波 勇
098-921-8131 (内線 215)

沖縄防衛局 管理部
返還対策課長 重政 武輝
098-921-8131 (内線 430)

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C 6 0 0 1 北部訓練場
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	約40,100,000㎡
返還の予定時期	平成28年12月
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>(1) 建物：なし</p> <p>(2) 土地に定着する物件：境界杭・表示板等</p> <p>2 除却をとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間</p> <p>1年～1年6か月程度</p>
<p>返還に係る区域において国が行う調査</p> <p>(調査の事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の有無</p>	<p>1 調査を行う区域の範囲</p> <p>約40,100,000㎡</p> <p>2 調査の方法</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間 1</p> <p>1年～1年6か月程度</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針</p> <p>別紙のとおり</p>

注 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除却をとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれている期間」を単に合算した期間とはならない。

また、これらの期間に大幅な変更があれば、別途通知する。

1 「調査に要すると見込まれている期間」には、調査に要する期間だけではなく、調査の結果、確認された土壌の汚染の処理期間等も含んでいる。

2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

(1) 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）、油汚染対策ガイドライン（平成18年3月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

(2) 水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年9月19日環境庁告示55号）、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

(3) 不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

(4) 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記(1)から(4)までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

(1) 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(2) 水質の汚濁

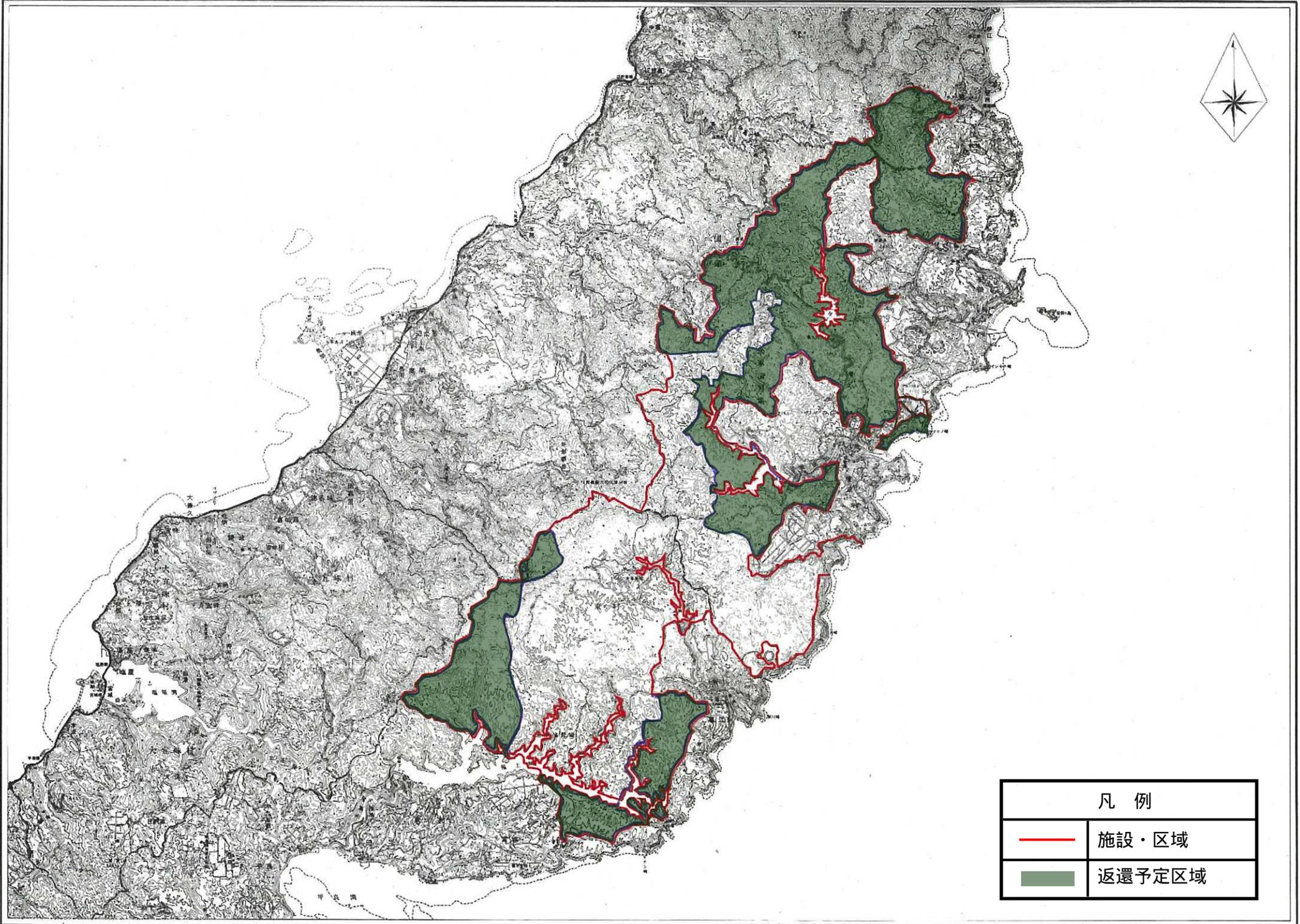
調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(3) 不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成16年3月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

(4) 廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令に基づき適切に処理する。



「返還実施計画の案」に対する沖縄県の意見への回答

(総括的事項)

1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下、「跡地利用推進法」という。)」に基づき、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壤汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を徹底して講ずること。

【企画調整課】

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法に基づき、国は返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等(建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など)に定める方法により、関係機関(沖縄県、国頭村、東村及び地主会など)の御意見を伺いながら返還後1年から1年6か月程度の間で適切に講じてまいります。

2. 土地の使用履歴や土地の区画形質の改変状況の情報収集、米軍及び元軍雇用員等の関係者への聞き取り等を実施する資料等調査報告書について、速やかに提出すること。

【企画調整課】

(回答)

資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍(基地従業員関係者含む)及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果等については、関係機関(沖縄県、国頭村、東村及び地主会など)に対し適切に情報提供してまいります。

(関係機関との調整)

3. 北部訓練場の過半の返還に際しては、適宜、所在村に情報提供と協議を行い、地元の意向を踏まえ対応すること。

【基地対策課】

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、関係機関(沖縄県、国頭村、東村及び地主会など)の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に進めてまいります。

- 4 . 土壌の汚染の状況及び水質の汚濁の状況等の調査にあたっては、具体的な調査（汚染物質、汚染源、汚染範囲等）及び支障除去措置（実施時期、範囲、内容等）の計画を作成し、県等関係機関と調整の上、実施すること。

【環境政策課、企画調整課】

（回 答）

北部訓練場の過半の返還に当たっては、資料等調査等において具体的な支障除去措置の調査及び計画を立案し、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壌汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

- 5 . 支障除去に係る調査及び措置の計画や結果が適切であるかを判断するには、現地確認が必要になることもあることから、関係機関が立入調査を求めた場合には、速やかに応じること。

【企画調整課】

（回 答）

関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）から必要な立入調査を求められた場合は、適切に対応してまいります。

- 6 . 河川区域内に工作物が設置されている場合は、速やかに河川管理者と調整すること。

【河川課】

（回 答）

資料等調査において、河川区域内に工作物が確認された場合は、速やかに河川管理者と調整してまいります。

（県民への情報提供）

- 7 . 支障除去に係る調査及び措置等の計画や結果に係る情報については、速やかに県等関係機関へ情報提供するとともに、所有者等もとより、広く県民へも情報提供すること。

【企画調整課、環境政策課】

（回 答）

支障除去措置の計画及び調査結果については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整し、県民に対して適切に情報提供してまいります。

(文化財の保護)

8. 当該区域は、未だ埋蔵文化財に関する調査が実施されておらず、埋蔵文化財が存在する可能性があることから、支障除去等に際して地形改変を伴う行為を行う場合は、事前に所在村教育委員会と十分調整すること。

【教育庁文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、埋蔵文化財への対応等について、事前に所在村教育委員会と調整を行った上で適切に対応してまいります。

9. 当該区域内には、天然記念物の動物種が多く生息していることから、支障除去に係る調査及び措置を講ずる際には、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例を遵守し、各種天然記念物の現状を把握した上で、その保存に影響を及ぼす行為を行わないよう、最大限配慮すること。

また、調査及び作業中にこれらの天然記念物を発見した場合は、文化財保護法第125条及び沖縄県文化財保護条例第36条に抵触することがないように、作業を中断し、速やかに所在村教育委員会に連絡すること。

【教育庁文化財課】

10. 当該区域に隣接する天然記念物「安波のタナガークグムの植物群落」の指定地内には、貴重な植物が生育していることから、支障除去に係る調査及び措置を講ずる場合には、指定地内の植物の伐採は行わない等、天然記念物の保護について、最大限配慮すること。

また、指定地内に廃棄物の放棄等が確認された場合は、可能な限り撤去するよう求める。

【教育庁文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、天然記念物への対応等について、事前に所在村教育委員会と調整を行った上で適切に対応してまいります。

(支障除去措置に伴う環境への配慮)

11. 当該区域には、豊かな自然環境等が残存しており、やんばる国立公園に隣接していることから、過度な支障の除去に関する措置を極力避ける必要がある。

については、支障除去に係る各調査の具体的な計画の立案に際しては、日本環境管理基準（JEGS）に基づき、米軍が絶滅危惧種の保護のために行った調査結果や管理計画等を収集する等、資料等調査を徹底して行った上で、実施すること。

なお、資料等調査において自然環境等の現況が十分に把握されない場合は、現地調査を行い、十分に把握した上で計画を立案すること。

また、資料等調査等において把握した情報は、返還に際して策定する計画や実施する調査等において活用できるよう関係機関に提供することを求める。

【環境政策課】

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壤汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など）に定める方法により、適切に講じてまいります。

また、資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）に対し適切に情報提供してまいります。

支障除去措置を講ずるに当たっては、自然環境等への対応等について、事前に関係機関と調整を行った上で適切に対応してまいります。

12. 重要な自然環境が残存する場所において、支障除去措置に係る調査や作業を行わざるを得なく、自然環境への影響を回避することが困難な場合は、自然環境への影響を可能な限り低減させる措置（以下「低減措置」という。）あるいは、損なわれる環境の有する価値の代償（以下「代償措置」という。）を検討し、実施すること。

なお、検討時には、自然環境の保全に関する機関とも調整すること。

併せて、実施するとした環境保全措置については、その具体的な内容を示すこと。

なお、これら環境保全措置の検討に当たっては、低減措置を優先して検討し、代償措置は必要に応じて検討すること。

【環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、自然環境等への対応等について、事前に関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

13. 3月～6月はノグチゲラ等の貴重動物の繁殖期間であることから、調査及び物件撤去工事等については、繁殖等に影響を与えない計画とすること。
【環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、天然記念物等への対応等について、事前に関係機関(沖縄県、国頭村、東村及び地主会など)と調整を行った上で適切に対応してまいります。

14. 資料等調査や現地調査では、外来種も調査の対象とすること。その結果、外来種の生息又は生育が確認された場合は、除去に努めること。
また、支障除去措置に係る調査や作業時に外来種が周辺地域へ逸出等しないよう対策を講ずること。
【環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、外来種への対応について、事前に関係機関(沖縄県、国頭村、東村及び地主会など)と調整を行った上で適切に対応してまいります。

15. 支障除去により自然環境が改変される前の状況を把握するため、環境補足協定による県の立入調査に対し、速やかに応じること。
【環境政策課】

(回答)

ご要望のあった沖縄県の返還前立入り調査に関しては、既に平成28年12月15日及び16日に対応したところです。

(土壤汚染及び水質汚濁調査)

16. 土壤汚染調査の具体的な調査計画（調査時期、調査範囲、調査頻度等）を作成し、調査実施前に関係機関と調整すること。
併せて、調査数量及び調査手法の設定根拠や調査期間の算出根拠を示すこと。
【環境政策課、環境保全課】
17. 土壤汚染と水質汚濁との関連を考慮し、土壤汚染調査時に水質汚濁の恐れがある事象が確認された場合や水質汚濁調査時に土壤汚染の恐れがある事象が確認された場合には、必要に応じ、汚染原因把握を目的とした追加の水質調査又は土壤調査を実施すること。
【環境政策課】
18. 土壤汚染対策法第2条第1項に定める「特定有害物質」については、その全項目について、土壤汚染概況調査を実施すること。
【環境政策課】
19. 米軍基地内は、国内一般地域と比べ、化学物質の利用に特殊性があることから、土壤汚染調査に際しては、当該土地の使用履歴（訓練や事故等含む）に関する情報を十分に収集し、その結果から想定される物質を、跡地利用推進法に規定される物質にとらわれず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第1種特定化学物質や、米国内の米軍基地のうち「訓練場」で調査がなされ汚染が確認された物質等、幅広く土壤汚染概況調査実施の対象とすること。
【環境政策課】
20. 米国退役軍人省の公式文書によると、以前、北部訓練場の道路両脇や周辺地域に枯れ葉剤が噴霧されたという退役軍人の証言があるとのことから、ダイオキシン類による土壤汚染については、事前の資料等調査において可能な限り「周辺地域」を特定し、道路両脇及び特定された周辺地域において、ダイオキシン類の概況調査を実施すること。
【環境政策課】

(回 答)

土壤汚染及び水質汚濁調査に当たっては、資料等調査において、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしています。

なお、調査において、土壤汚染や水質汚濁等が確認された場合には、関係法令等に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

21. 今回返還が予定されている区域の大部分は、福地ダム等ダム群の流域であり、北部5ダム（福地ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダム）は、沖縄県企業局全取水量の約55%を占める重要な水源であることから、ダム流域に有害な物質があるとダムの水質への影響が懸念され、汚染の状況によっては、県民の生活に密接に関わる水道水の供給に多大な影響を与える恐れがある。

これまでも、福地ダムでは、ペイント弾が発見される等の問題もあったことから、支障除去に係る調査に際しては、可能な限り綿密な調査を行い、汚染の恐れがある事象が確認された場合は、関係機関と調整の上、適切に処理を行い、将来にわたって周辺の土壌及び水質に影響を与えないようにすること。

【企業局配水管理課】

（回答）

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壌汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

なお、調査において、土壌汚染や水質汚濁等が確認された場合には、関係法令等に定める方法により、関係機関と調整を行った上で適切に対応してまいります。

当局としては、支障除去に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引き渡し後に土壌汚染や水質汚濁等が確認された場合には、関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

（不発弾及び廃棄物探査）

22. 過去に福地ダム等でペイント弾等が発見されていることから、沖縄の本土復帰前も含め過去の訓練履歴等を十分調査の上、訓練に使用された地区及びその周辺に実弾や不発弾等を含む放置物がないか把握し、適切に処理すること。

【基地対策課】

26. 沖縄総合事務局が平成19年度に実施した、国管理7ダムの総点検結果では、ペイント弾等の弾薬類及び一般ゴミ等が数多く見つかったことから、これらが発見された場合には回収すること。

その他、米軍の訓練の際に発生したごみ（レーション袋、ビン等）が確認された場合は、回収、撤去すること。

【環境整備課】

(回 答)

不発弾及び廃棄物調査については、資料等調査において、返還される施設・区域の全部について不発弾及び廃棄物の蓋然性を確認するため、沖縄の本土復帰前も含む過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査し、計画を立案することとしています。

なお、調査において、不発弾、廃棄物等が発見された場合には、関係法令等に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

23. 不発弾等について、過去の文献や聞き取り調査の結果、把握した貫入予測調査の結果を提供すること。併せて、磁気探査等について、調査箇所及び調査方法を明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回 答)

資料等調査の結果については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）に対し適切に情報提供してまいります。

磁気探査等の調査箇所及び調査方法については、資料等調査の結果を踏まえ、関係機関と調整を行った上で適切に対応してまいります。

24. 確認された不発弾等については、「不発弾等処理対策便覧に基づき適切に対応する。」とあるが、土地の引渡し完了するまでに確認された不発弾等の処理については、跡地利用推進法を踏まえ、戦後使用弾を含め全て国において処理すること。万が一、引渡し後に発見される不発弾等についても、全て国において処理すること。併せて、戦時中の不発弾等及び戦後使用弾の処理の流れや処理までの役割分担を、関係機関と十分調整の上、明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回 答)

不発弾の処理については、資料等調査の結果を踏まえ、関係機関（自衛隊、警察、沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引き渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関（自衛隊、警察、沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整し、適切に対応してまいります。

25. 廃棄物探査は、「現地踏査や機器を使用し、調査」とされているが、これまでと同様な金属探知機では、金属を含まない廃プラスチック類やビン等を含め、地中の廃棄物の有無が十分確認できないと考える。

については、電気探査等これまでとは別の手法により、地中の廃棄物の有無まで確認すること。また、その際は周辺の動植物への影響がより小さい手法で行うこと。

【環境整備課】

(回答)

廃棄物調査については、資料等調査の結果を踏まえ、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

27. 万が一、引渡し後に、埋設廃棄物等何らかの支障が認められた場合は、国が調査、対策等を講ずること。

【環境整備課】

(回答)

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引き渡し後に廃棄物等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整し、適切に対応してまいります。

(その他必要な調査事項)

28. 当該区域は、「やんばる国立公園」に隣接する自然環境豊かな地域であるが、これまで県による野生動植物に関する調査は実施されておらず、これらの具体的な生息状況等が明らかでないことから、過去に米軍等が北部訓練場内で実施した野生動植物の調査について、その調査結果があれば提供を求める。

また、必要に応じて実施するとしている希少動植物調査については、他の土壤汚染調査や水質汚濁調査等と併せて実施すること。

【自然保護課】

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壤汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など）に定める方法により、適切に講じてまいります。

また、資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）に対し適切に情報提供してまいります。

希少動植物調査については、資料等調査の結果を踏まえ、関係機関と調整を行った上で適切に対応してまいります。

(土地利用)

29. 返還後、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業を振興する地域として指定を要する場合には、沖縄県土地利用基本計画を変更した上で所在村と農用地区域の設定にかかる調整を行わなければならないため、一連の手続きに支障が生じないように留意すること。

【農政経済課】

30. 返還後、農地として利用する土地等については、農地法上の農地として規制対象となり、売買・賃借等の権利設定移転及び転用行為について農地法の許可が必要となるため、返還後の土地利用計画策定等の際には、所在村農業委員会と調整する必要があることを留意すること。

【農政経済課】

(回答)

返還後の土地利用に関しては、具体的な利用計画を踏まえ適切に対応してまいります。

31. 当該区域のうち、引き続き提供地となる土地のみならず、隣接する土地との境界については、国において明瞭にし、併せて境界杭も設置することを求める。

【森林管理課】

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壤汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など）に定める方法により、沖縄県や地元市町村の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

土地の境界杭の設置については、沖縄県と調整を行った上で適切に対応してまいります。

32. 当該区域は、やんばる地域の森林施業方針（「やんばる型森林業の推進」）に基づき、森林施業を実施する予定であることから、訓練施設の撤去、訓練資材の残滓の除去のみならず、裸地化、原野化した林地の回復等、森林施業に支障のない状態に回復すること。

【森林管理課】

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壤汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など）に定める方法により、沖縄県や地元市町村の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

裸地化、原野化した林地の回復等については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

(その他事項)

33. 米国の国家環境政策法（NEPA）は、連邦政府が関与する政策、計画、事業、法案のすべてを適用対象にしている。

NEPAは、国防総省に対しても環境保護義務を課しており、米軍が自国内で大規模な部隊改編等を行う場合も、NEPAに基づく環境影響評価が義務付けられており、そのため、米国ハワイ州へのオスプレイ配備計画については、NEPAに基づき環境影響評価が実施され、当該手続で寄せられた関係機関や住民等からの意見を精査した後、カラウパパ空港における訓練使用を取り消す等の措置が執られている。

一方、日本国内では、NEPAが適用されず、大統領命令12114号に基づき環境レビューが実施されているが、住民等からの意見も聴取されず、内容についても不明な点が多くある。

今回返還が予定されている区域は、国立公園の指定が検討されていくものと考えているが、オスプレイが、絶滅危惧種等が生息・育成する当該区域の自然環境にどのような影響を及ぼすか明らかにする必要があることから、現在、建設が進められている4箇所の着陸帯の運用が開始される前に、オスプレイを対象とした環境影響評価を早急に実施すること。

県はこれまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況ではオスプレイの沖縄配備に反対すると申し入れてきた。

県としては、オスプレイの配備撤回を求めており、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施等、政府において、実効性のある負担軽減措置を講ずること。

【基地対策課、環境政策課】

(回答)

北部訓練場におけるヘリパッド移設工事については自主的な判断により、環境影響評価を実施していますが、那覇防衛施設局（当時）が環境影響評価図書の案を作成した平成18年2月において、米側より、オスプレイの沖縄への配備を含めた、使用機種の変更の予定がないことを確認していたことから、オスプレイの使用に係る検討を行っておりません。

他方、この環境影響評価は、当時、米軍が使用していたCH-53を対象機種としており、CH-53と比較しても、オスプレイの騒音は概ね低くなっています。

このため、当局としては、自主的に行っている環境影響評価で実施する事後調査において、オスプレイ等の運用を踏まえた騒音、植物、動物等の調査を実施することとしており、これにより、適切に対応できるものと考えております。

実際に、既に提供済みのN-4地区のヘリパッドに係る事後調査において、周辺林内の乾燥化による貴重な動植物の生息状況を調査したところ、環境悪化の傾向は認められておりません。

また、すでに沖縄県からオスプレイの実機による騒音調査についての要望も頂いており、米側と調整しているところですが、その実施に当たっては、沖縄県の意見を伺いつつ、適切に対応してまいります。

オスプレイの配備は、我が国の安全保障にとって大変意味があるものですが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提と考えています。

当局としては、今後とも、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう米側に働きかけてまいります。

「返還実施計画の案」に対する東村の意見への回答

- ・ 北部訓練場は過去にヘリコプター事故が4件発生し、オイル類による土壤汚染、また、過去において一部枯れ葉剤などの薬剤使用による土壤汚染の可能性のある箇所、これらに伴う表面及び地下水の汚染について、徹底した調査、対策を求めます。
- ・ 返還後、埋設廃棄物（不発弾、オイル類、薬剤類、汚染地下水等）や何らかの支障が認められた場合は、国において、調査、対策を講じることを求めます。

（回 答）

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壤汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

また、資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果等については、関係機関に対し適切に情報提供してまいります。

なお、調査において、土壤汚染や水質汚濁等が確認された場合には、関係法令等に定める方法により、関係機関と調整を行った上で適切に対応してまいります。

- ・ 当該地域は、天然記念物等の希少動植物が生息しており、支障除去にかかる調査及び措置を講ずる際には、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例、東村ノグチゲラ保護条例を遵守し、各種天然記念物の現状を把握した上で、その保存に影響を及ぼす行為を行わないよう最大限の配慮をすることを求めます。併せて、調査及び作業中にこれらの天然記念物を発見した場合は、速やかに東村教育委員会に連絡すること。
- ・ また当該地域においては、これまで埋蔵文化財に関する調査が実施されておらず、埋蔵文化財が存在する可能性があります。支障除去等に際して地形改変を伴う場合は、事前に東村教育委員会と十分調整することを求めます。

（回 答）

支障除去措置を講ずるに当たっては、天然記念物及び埋蔵文化財等への対応等について、事前に東村教育委員会と調整を行った上で適切に対応してまいります。

- ・ 返還地域は、「やんばる国立公園」に隣接し世界自然遺産の登録を目指すところであり、ノグチゲラやヤンバルクイナ等の希少動植物が多数生息していることから、自然環境に影響を与えないなど配慮した調査を求めます。

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、自然環境等への対応等について、事前に関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

「返還実施計画の案」に対する国頭村の意見への回答

(調査の範囲)

1. 実施計画の案に記載のある「調査を行う区域の範囲」について、約4,010haのうち、支障除去措置の主な範囲（米軍車両の通行があった道路、既存のヘリパッド及びその周辺、土壌汚染の蓋然性が高いと考えられる過去にヘリが墜落した場所）を含め、資料等調査（航空写真、地形図等の資料、地域住民への聞き取り調査）で使用履歴を確認し、範囲を確定した場合は、直ちに調査結果を提供していただきたい。

(回答)

資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壌汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果等については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）に対し適切に情報提供してまいります。

(土壌汚染及び水質汚濁の状況の調査・除去)

2. 実施計画の案に記載のとおり、関係法令等で定める方法により試料を測定し、状況調査を行い、その結果確認された汚染及び汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理していただきたい。

(回答)

土壌汚染及び水質汚濁調査に当たっては、資料等調査において、返還される施設・区域の全部について土壌汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしています。

なお、調査において、土壌汚染や水質汚濁等が確認された場合には、関係法令等に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

**(不発弾その他の火薬類の有無の調査・除去)
(廃棄物の有無の調査)**

3. 実施計画の案に記載のとおり、確認探査を行い、その結果確認された不発弾等については、関係機関への届出など適切に対応していただきたい。
4. 実施計画の案に記載のとおり、廃棄物の有無について調査を行い、その結果確認された廃棄物については、関係法令に基づき、適切に処理していただきたい。

(回答)

不発弾及び廃棄物調査については、資料等調査において、返還される施設・区域の全部について、不発弾及び廃棄物の蓋然性を確認するため、沖縄の本土復帰前も含む過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査し、計画を立案することとしています。

なお、調査において、不発弾、廃棄物等が発見された場合には、関係法令等に定める方法により、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。

(文化財の保護)

5. 調査の結果、物件の撤去、土壌汚染・水質汚濁、不発弾等、廃棄物の支障除去措置を講ずる際は、埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事前に国頭村教育委員会と調整していただきたい。

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、埋蔵文化財への対応等について、事前に国頭村教育委員会と調整を行った上で適切に対応してまいります。

(所有者等の意見等)

6. 所有者等の意見として、別添のとおり意見書の提出があったので、本意見書の意見項目として対応していただきたい。
7. 平成28年11月15日付け企企第1118号で沖縄県から提出された意見についても、最大限に対応していただきたい。

(回答)

適切に対応してまいります。

(その他事項)

8. 返還後の跡利用として、国立公園の指定を要望していることから、オスプレイを運用することで自然環境にどのような影響を及ぼすか環境影響評価を実施していただきたい。

(回答)

北部訓練場におけるヘリパッド移設工事については自主的な判断により、環境影響評価を実施していますが、那覇防衛施設局(当時)が環境影響評価図書の案を作成した平成18年2月において、米側より、オスプレイの沖縄への配備を含めた、使用機種の変更の予定がないことを確認していたことから、オスプレイの使用に係る検討を行っておりません。

他方、この環境影響評価は、当時、米軍が使用していたCH-53を対象機種としており、CH-53と比較しても、オスプレイの騒音は概ね低くなっています。

このため、当局としては、自主的に行っている環境影響評価で実施する事後調査において、オスプレイ等の運用を踏まえた騒音、植物、動物等の調査を実施することとしており、これにより、適切に対応できるものと考えております。

実際に、既に提供済みのN-4地区のヘリパッドに係る事後調査において、周辺林内の乾燥化による貴重な動植物の生息状況を調査したところ、環境悪化の傾向は認められておりません。

また、すでに沖縄県からオスプレイの実機による騒音調査についての要望も頂いており、米側と調整しているところですが、その実施に当たっては、沖縄県の意見を伺いつつ、適切に対応してまいります。

オスプレイの配備は、我が国の安全保障にとって大変意味があるものですが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提と考えています。

当局としては、今後とも、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう米側に働きかけてまいります。

(安波区長意見)

1. 293-0001、293-003、北部訓練場が約123,298㎡の返還するに当たり、境界杭の除去を求める。

(回答)

適切に対応する考えです。

2. 古我地原の農道約2.4kmを整備し復元を求める。
3. 海からの上陸演習も終了するため浜辺の波返し防波堤の設置を求める。

(回答)

御要望の事業については、貴村等からの具体的な計画を十分にお聴きした上で、障害の実態等を踏まえ、適切に対応してまいります。

(沖縄県森林管理課意見)

1. 当該区域のうち、引き続き提供地となる土地のみならず、隣接する土地との境界については、国において明瞭にし、合わせて境界杭も設置すること。

(回答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、土壌汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法など）に定める方法により、沖縄県や地元市町村の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

土地の境界杭の設置については、沖縄県と調整を行った上で適切に対応してまいります。

2. 当該区域は、やんばる地域の森林施業方針（「やんばる型森林業の推進」）に基づき、森林施業を実施する予定であることから、訓練施設の撤去、訓練資材の残滓の除去のみならず、裸地化、原野化した林地の回復等、森林施業に支障のない状態に回復させること。

(回 答)

北部訓練場の過半の返還に当たっては、跡地利用特措法第 8 条第 7 項に基づき、土壌汚染調査や不発弾探査等の支障除去措置を関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法など）に定める方法により、沖縄県や地元市町村の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

裸地化、原野化した林地の回復等については、関係機関（沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整を行った上で適切に対応してまいります。